

越前町空き工場等情報登録制度設置要綱

令和元年5月31日

告示第19号

(趣旨)

第1条 この告示は、越前町内における空き物件を減少させ、商工業を活発化させるとともに、雇用の創出を後押しし、もって地域全体の活性化を図ることを目的とし、越前町空き工場等情報登録制度（以下「空き工場等バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き工場等 個人又は法人が所有し、現に使用していない町内に存在する工場、倉庫、店舗及び事業用地で、過去に使用されていた建物及びその敷地並びに空き地をいう。
- (2) 所有者等 空き工場等の所有権により当該空き工場等の売買、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き工場等バンク 空き工場等の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を、空き工場等において商工業等を行うことを目的に利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、紹介を行うシステムをいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き工場等バンク以外による空き工場等の取引を妨げるものではない。

(空き工場等の登録申込み等)

第4条 空き工場等バンクによる空き工場等に関する登録を受けようとする所有者等は、「空き工場等バンク」登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容

を確認し、当該物件が次の各号に掲げる全てに該当するときには、空き工場等バンク登録台帳に登録しなければならない。

- (1) 所有者の全員が登録に関する承諾をしていること。
- (2) 空き工場等の売買及び賃貸を生業としていない者の所有であること。
- (3) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う、又は行うおそれのある組織の構成員等の所有でないこと。
- (4) 当該空き工場等が不動産競売にかけられた状態ではないこと。
- (5) 所有者が空き工場等バンクの趣旨を理解し、賛同していること。
- (6) 事業用地については、おおむね1,000平方メートル以上の宅地又は雑種地で、接道するものとする。

3 前項に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるときは、別に登録の要件を定めることができるものとする。

4 町長は、第2項の規定による登録をしたときは、「空き工場等バンク」登録完了書（様式第2号）を当該申込者に通知するものとする。

5 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き工場等で、空き工場等バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して登録を勧めることができる。

（空き工場等に係る登録事項の変更の届出）

第5条 前条第4項の規定による登録完了書の通知を受けた申込者（以下「登録者」という。）は、当該登録内容に変更があったときは、「空き工場等バンク」登録変更届書（様式第3号）に登録事項の変更内容を記載し、町長に届け出なければならない。

（空き工場等バンクの登録の取消し）

第6条 町長は、空き工場等が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該空き工場等の登録を空き工場等バンク登録台帳から削除するものとする。

- (1) 当該空き工場等に係る所有権その他の権利に異動があったと

き。

(2) 登録から2年を経過したとき。ただし、登録から2年を経過したものについては、改めて登録申込みを行うことにより、再登録することができるものとし、再登録を行った場合は、この限りでない。

(3) 「空き工場等バンク」取消し願い書（様式第4号）の届出があったとき。

(4) その他空き工場等バンク登録台帳に登録されていることが不適當であるとき。

2 町長は、前項の規定による削除をしたときは、「空き工場等バンク」取消し通知書（様式第5号）を登録者に通知するものとする。

（情報提供）

第7条 町長は、必要に応じて、登録者の登録された必要な情報を利用希望者に町ホームページにて提供するものとする。

（登録者と利用希望者の交渉等）

第8条 町長は、情報提供のみをおこなうものであり、登録者と利用希望者との空き工場等に関する交渉、売買及び賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとし、物件の確認及び契約等において生じた問題や損害等について一切責任を負わないものとする。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。